

議案第47号

土地の処分について

次のとおり、土地を売り払う。

- 1 位 置 大阪市城東区森之宮 1 丁目18番 2 及び18番 9
- 2 面 積 12,213.38平方メートル
- 3 契約の相手方 大阪市西区九条南 1 丁目12番62号
大阪市高速電気軌道株式会社
- 4 契 約 金 額 5,503,349,028円

令和 7 年 2 月 7 日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

本市所有地を売り払うため、大阪市財産条例第 2 条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。